

投票環境の向上方策等に関する研究会（第8回） 議事要旨

1 日時

平成27年8月5日（月）13:00～15:00

2 場所

総務省 10階共用会議室2

3 出席者

（委員）磯部座長、秋野委員、卯本委員、大橋委員、小尾委員、
河村委員、小島委員、品田委員、清水委員、廣井委員、
望月委員、山崎委員

（総務省）大泉選挙部長、赤松選挙課長、高橋管理課長

（外務省）中根在外選挙室長（オブザーバー）

4 議事要旨

各議題の前に事務局より議題の概要を説明

<在外選挙の利便性向上について>

- ・ 国内の選挙人名簿に登録されている方が海外でまた三箇月要件を満たさなければならぬのは腑に落ちなかったため、現場としても納得できる改善案だと思う。
- ・ 国内の選挙人名簿から在外選挙人名簿への「移替え」という用語は分かりづらく、概念を再検討すべきではないか。短期の海外から国内への転出入の場合、「表示の消除」を活用することはできないか。
- ・ 将来的には、海外にいる人に対する住民票のようなものを各自治体が整備する形を考えたほうがよいのではないか。
- ・ 在外選挙人証の返納がなされない場合に、有効な在外選挙人証をどのように見分けるのかについてさらに検討が必要。
- ・ 在外選挙人名簿登録を抹消されたことを知らずに投票し、不受理となるケースもあることから、抹消されたことを本人に通知する手法を検討すべきではないか。

<番号制度活用の可能性について>

- ・ （第3回研究会で議論された）不在者投票の投票用紙等をオンライン請求する場合に、公的個人認証を利用した本人確認を行う仕組みが考えられるが、請求フォームとなるポータルサイトをどの主体が構築し運営するかという点

が課題となる。

- ・ マイナンバーの情報連携の利用範囲が、法律上、社会保障や税などの分野に限られている中では、まずは公的個人認証の機能のみを選挙事務に活用していくことを考えていくべきではないか。
- ・ マイナンバーカードの所持を前提とした制度を構築した場合、仮に所持していない方やなくしてしまった方の対策を考える必要がある。また、カードを利用し投票用紙をオンラインで請求する場合、インターネットを使用できる人と出来ない人の間で有利不利が生じてしまう可能性も考慮すべきである。一方で、現行の制度も残したままで二重に制度を構築することは、マイナンバーが想定する行政事務の効率化等の効果が得られないといった懸念もある。